

岩手保健医療大学の研究活動における行動規範

令和 3 年 9 月 29 日
学長（最高管理責任者） 裁定

岩手保健医療大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、本学において研究活動を行う教職員、大学院生及び学部学生（以下「研究者」という。）に加え、研究者を支援・監督するすべての者は、公正かつ適正な研究を推進するため遵守すべき行動規範を定める。

I. 研究者の責務等

（研究者の責任）

- 1 研究者は、研究活動が真理を探究して新たな知見を獲得し、社会からの信頼と負託に応える重要な責務を有していることを自覚し、研究の実施に当たっては、自らの研究が人間、社会、環境に及ぼす影響や起こり得る変化を広い視野からできる限り察知し、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（人間の尊厳の尊重）

- 2 研究者は、生命への畏敬の念を持ち、人間の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。研究に当たっては、研究への協力者に対し、十分なインフォームド・コンセント及び個人情報の保護に努めるなど、協力者の人格や人権を尊重した行動をとらなければならない。

（研究倫理の修得）

- 3 研究者は、科学研究に伴う倫理的責任を果たすために、研究倫理の習得に努めなければならない。とりわけ、人間を対象とする医学研究を行う者は、研究協力者への倫理的配慮を行うことが義務であることから、法令、ガイドライン及び学内の関係規程を熟知し、研究倫理審査委員会への審査申請等の公正な手続きを経て研究を遂行しなければならない。

（説明責任と公表）

- 4 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表する。

（資料・情報・データ等の管理）

- 5 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究環境の質的向上に積極的に取り組む。
また、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、研究成果の客観性を担保することはもちろん、研究のために収集または生成した資料、情報、データ等の紛失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じるとともに、これを適切な期間、保存するものとする。

（公正性）

- 6 研究者は、次に掲げる不正行為を絶対行ってはならない。
 - (1) 捏造：存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
 - (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - (3) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文または用語を当該

研究者の了解または適切な表示なく流用すること。

- (4) 不適切なオーサーシップ：研究成果の発表物（論文）の「著者」となることができる要件を満たさない者を著者として記載すること、著者としての要件を満たす者を著者として記載しないこと、または本人の承諾なしに著者に加えること。
- (5) 二重投稿：他の学術雑誌等に既発表、または投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること。
- (6) その他：上記各項目に掲げる行為の証拠隠滅または立証妨害を行うこと。

(遵守事項)

- 7 研究者は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、次に掲げる各事項を遵守しなければならない。
 - (1) 不正行為をしてはならないこと。
 - (2) 不正行為に加担してはならないこと。
 - (3) 第三者に対して不正行為をさせてはならないこと。
 - (4) 不正行為が行われようとしていることを知った際に、それを防止するよう努めること。
 - (5) 研究費の使用に当たっては、法令、資金配分機関が定める規則及び学内の関係規程を遵守し、これを適正に使用すること。
 - (6) 取引業者の不正使用に加担、協力、不正使用の誘引をしないこと。
 - (7) 研究費を原資として購入した資産については、本学の規程に基づき適正に管理すること。

(研究成果発表の規準)

- 8 研究者は、研究成果発表における不正行為が、新たな知見を創造していく営みである科学の本質に反し、正常な科学コミュニティとしての信頼を妨げる行為であることに鑑み、他の研究者の成果を自己の成果として発表してはならない。

また、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他の研究者の知的財産を侵害してはならない。

(法令遵守)

- 9 研究者は、研究の実施等に当たっては、法令、ガイドライン及び学内の関係規程を遵守する。

(差別の排除)

- 10 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(個人情報の保護)

- 11 研究者は、プライバシーの尊重と個人情報保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等のうち個人を特定できるものは、これを匿名化した上で研究するなど保護を徹底するとともに、学外に個人情報を持ち出さない。また、本人の了解なく、これを他に漏らさない。

(利益相反)

- 12 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意喚起し、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究上の不正行為等への対応)

- 13 捏造、改ざん及び盗用などの不正行為の疑義への基本的対応は以下のとおりとする。
 - (1) 不正行為などの疑義の申立てや相談を受け付ける窓口を設ける。

- (2) 受付内容を公正に精査する。
- (3) 将来にわたり申立人に不利益が及ばないよう、十分に配慮する。
- (4) 不正行為などの疑義が生じた場合は、定められた枠組みに沿って迅速に事実の究明に努め、必要な対応を公正に行った上、その結果を公表する。
- (5) データの捏造、改ざん、盗用については厳正に対処する。
- (6) 研究の実施等に当たっては、研究倫理教育のための必要な措置を講じ、法令、ガイドライン及び学内の関係規程を遵守するよう周知徹底する。

II. 研究指導者の責務等

研究の指導的立場にある者は、次のことを遵守しなければならない。

- 1 研究者一人ひとりが、その自発性と独創性に基づいて自由な研究活動が遂行できるよう、ハラスメント防止対策等を含め、公正な研究環境の整備に努めなければならない。
- 2 研究者が研究活動を行う上で個人情報を収集する場合は、その内容と必要性について事前に説明を受けて、研究倫理審査委員会の指針やガイドライン等に沿って適正に指導する。
- 3 取得した個人情報によりコンピュータ上で研究データを作成する場合、外部からのアクセスにより個人情報が漏洩しないよう、符号表の取扱いその他を日常的に指導・監督する。
- 4 実験・観察ノート等の作成、使用データや関連データの保管の徹底は、これを適切に管理することを研究者に周知指導する。また、電子媒体でデータを保管する場合には、実験条件や実験日等に注意を払い、研究記録にもその所在を明記するなど、研究の客観性を確保するよう指導する。
- 5 研究者の論文に誤りがあることに気付いた場合には、速やかに論文の取下げ措置等、誠実に対応するよう指導する。
- 6 研究発表に際し、他の研究者の発表結果や未発表データを引用する場合は、適切なプロセスを経て十分に注意を払うよう指導する。
- 7 研究の指導的立場にある者は、自ら率先して本規範を遵守し、研究者や学生の指導に当たるよう、深く認識して行動しなければならない。

III. 大学の責務

- 1 本学は、この行動規範の運用を実効あるものとするとともに、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育を計画し、実施する。
- 2 本学は、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じる。
- 3 本学は、研究に関して不当または不公平な扱いを受けた者からの相談、苦情等に適切に対応する。
- 4 本学は、本学の研究活動における倫理上及び安全管理上整備すべき環境に関する事項について、必要な措置を講じる。
- 5 本学は、研究者が研究活動を行う上で、遵守すべき行動規範について必要な枠組み等の整備及び改善を継続して実施する。

iv その他

この行動規範の改廃は、教授会に諮って学長が決定する。

附 則

1. この行動規範は、令和3年4月1日から施行する。
2. この行動規範の施行に伴い、平成29年12月20日制定の「岩手保健医療大学における研究活動に係る行動規範」は、廃止する。